

Guidance



ガイダンス

佐藤英明『新版信託と課税』を読む



弘文堂
2020年10月刊

1. 本書の初版は2000年に刊行された。それから20年、佐藤教授が満を持して世に問うたのがこの新版である。平成19(2007)年改正を経て、現行信託税制がどのような姿をしているか。その全体像を描く。初版は279頁あったが、新版は602頁。実質的な新著である。加筆部分の大半は「第Ⅱ部現行信託税制」で、現行ルールの体系的理解を意識しつつ、解釈論で対処できない問題をあぶり出し(第1章から第5章)、特に不明確な点の多い複雑信託について立法論を展開する(第6章)。

2. 世の中には、必ずしも法人税の納税義務者にならない多様な「組織体(342頁)」がある。信託はそのひとつである。

(1) 本書は、信託財産と受益者との「距離が近い」単純信託については受益者等課税信託のルールを存続させ、「微妙な距離がある」複雑信託については受託者段階で1回課税するルールを創設すべきだ、とする。受託者課税に一本化するところまで踏み切らない理由は、単純信託については現行法の受益者等課税にそれほど

問題がないと判断しているからであろう。

(2) 本書は、いわゆる「受益者完全保有のドグマ」を強く批判し(436頁以下)、政令の適用を違法と解する(573頁以下)。そのロジックは、「現存する受益者が常に信託財産の全部を保有している」とはいえないから、受益権や信託収益等を受領する可能性が全くない受益者への課税は不可というものである。所得課税と資産課税は、現実を得た所得や資産を課税対象とするのが原則だという理解による(591頁)。果敢に攻めており、テストケースの出現が待たれる。

(3) 本書は、収益留保期間中の「課税繰延益」(417頁など、より正確には「運用益課税の不足」のこと)を排除すべきだという所得税主義をとっている。そして、現行法の法人課税信託から受益者等不存在信託を取り分けて、残りを「法人型課税信託」(本書の造語)と分類する。受益者等不存在信託への課税はあくまで「技術的代替課税」であると位置づけ(524頁)、一方で信託所得に所得税の最高税率で現年課税すべきであり、他方で設定時のみなし譲渡課税や受贈益課税などは不要とする(立法論, 549頁)。「法人課税のパッケージ(346頁)」からの解放を志向しており、注目される。本書の考え方を推し進めれば、受益者等不存在信託に対する代替課税は、将来的には、受託者課税と一本化することになるだろう。

3. 家族構成員の間で財産を移転するやり方には、相続や贈与以外にもいろいろなものがある。そして、相続代替手段の中で、保険などと比較して、信託を用いた財産移転は重課される傾向にある。この傾向に抗して、本書は、信託を用い、未出生の孫を受益者に指定するときに、2回の財産移転(2回の贈与課税)を確保する必要はないとする(551頁)。また、複雑信託の受益者に対して累積的贈与課税を提案する(593頁)。多様な相続代替手段の間の中立的扱いの観点から、重要な問題提起である。

(増井 良啓・東京大学教授)